

対日直接投資に関する有識者懇談会の開催について

平成 26 年 2 月 19 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定

1 趣旨

外国企業経営者等から意見を聴取し、対日直接投資促進に向けた課題を整理するため、「対日直接投資に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 懇談会は、有識者により構成し、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が開催する。
- (2) 懇談会の座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する。
- (3) 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

懇談会の庶務は、政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。